

表 福祉サービスの種類と内容

制度名	内 容	利用可能者
毎日型配食サービス	毎日（1月1日～3日を除く）、お昼のお弁当を自宅に届けるとともに安否の確認を行う。 1食 300円（配送の都合上、週3日以上利用する）	おおむね65歳以上の1人暮らしまたは高齢者世帯（日中独居を含む）
緊急通報措置の貸与	自宅での急な事故や病気の際、ペンダント型の発信機のボタンを押すだけで緊急事態を通報する装置を貸し出す。 前年所得税非課税者は無料	65歳以上の1人暮らしまたは高齢者世帯（日中独居を含む）
福祉電話貸与および料金助成	近隣に扶養義務者のいない1人暮らしまたは高齢者世帯に電話機を貸し出す。あわせて電話料金（基本料金＋通話料 月額300円まで）を助成する。すでに電話機をもっている者にも、同様の電話料金を助成する。	65歳以上で所得税非課税の1人暮らしまたは高齢者世帯
寝具乾燥サービス	寝具を自然乾燥させることが困難な者を対象に専門業者が月1回自宅を訪問し、寝具を機械乾燥する。 利用料：無料	おおむね65歳以上の1人暮らしの者
紙おむつ支給	在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは認知症の者に、紙おむつを宅配する。 利用料：無料	おおむね65歳以上の者
住宅改造費助成	介護保険の住宅改修費に、上乘せ助成する。 課税世帯 補助率 3分の2 限度額 266,000円 非課税世帯 限度額 500,000円 ※着工する前に事前審査が必要。	介護保険で要支援・要介護認定を受けた者
徘徊高齢者家族支援サービス	衛星回線を利用した探索機器を貸し出し、より早い発見、安全な保護につとめる。 利用料：基本料金 月額500円 情報料：電話利用の場合 1回300円 インターネットの場合 月2回までは無料（3回目以降は1回100円）	認知症などにより著しい徘徊行動がみられる高齢者などの介護人
福祉手当	寝たきり老人等福祉手当——在宅で、おおむね6ヵ月以上寝たきりで、日常生活に介助を要する者（65歳以上）に、月額13,000円を支給する。 重度認知症老人福祉手当——在宅で、認知症により日常生活を営むのに常時介護を要する状態が6ヵ月以上続いている者（65歳以上）の介護者に、月額13,000円を支給する。 寝たきり老人等介護者手当——3年以上市区町村内に居住し、おおむね6ヵ月以上寝たきりまたは重度認知症が続いている介護者のいる在宅者（65歳以上）に、月額12,000円を支給する。	
移送サービス	要介護認定を受けた者もしくは障害者手帳所持者について、医療機関への通院など、移送サービスを行う。 年会費 2,400円 週2回まで利用可能（利用料は市町村により異なる）	